

特産品の開発に補助金を交付します

町内の産品を使用して加工または製造された農産加工品、民芸品、工芸品等の特産品の商品開発に対し、経費の一部を補助します。

対象者◆特産品開発に取り組む美郷町内に事業所等を有する企業、団体および個人事業者

対象経費◆①特産品開発研究および市場調査に要する経費

②特産品試作に要する経費

補助金額◆事業費の3分の2以内の額
(同一年度内の上限額30万円)

特定計量器定期検査を行います

計量法により、「取引および証明に使用している質量計」の検査が2年に一度実施されています。現在、前回の受検内容を参考に事前確認調査を実施していますが、取引および証明に使用している質量計を最近購入された方や、事前調査の連絡が届いていない方は下記へご連絡ください。なお、検査手数料は検査日に現金で納入となりますのでご準備ください。また、当日都合が悪く検査できない方は、ほかの検査場をご案内しますので、お早めに下記へご連絡ください。

各地区の開催日時および会場

仙南地区◆5月21日(火) 午前10時～正午
美郷町南体育館

千畑地区◆5月21日(火) 午後1時30分～午後3時30分
美郷町住民活動センター

六郷地区◆5月22日(水) 午前10時～午後3時
美郷町中央ふれあい館

空き店舗等活用に係る家賃に対して補助金を交付します

町内の空き店舗等の解消を図るため、空き店舗等を借り上げて出店する事業者に対し、賃借料の一部を補助します。

補助対象者◆空き店舗等を借り上げて出店使用する事業者
対象要件◆

- ①町の空き家バンクに登録されている空き家・空き店舗の借り上げに係る契約期間が2年以上であること
- ②これまでに当補助金の交付を受けたことがないこと

補助内容◆・1年目～2年目:賃借料の2分の1以内の額
(上限額5万円/月)

・3年目～4年目:賃借料の4分の1以内の額
(上限額2.5万円/月)

申請先◆美郷町商工会

その他◆申請の詳細については、美郷町商工会(☎0187(84)0560)または町商工観光交流課までお問い合わせください。

空き店舗等活用に係る出店の経費に対して補助金を交付します

町内空き店舗、空き家、空き地(以下「空き店舗等」という)の解消および出店を促進するため、空き店舗等を活用して事業を行う方に対して費用の一部を補助します。

補助要件◆・空き家バンク制度に登録された空き店舗等を購入または賃借して事業を行う方であること
・申請者は空き店舗等の所有者の三親等以内の親族でないことなど

申請期限◆第1回締切: 5月10日(金)

第2回締切: 8月 2日(金)

第3回締切: 11月 1日(金)

申請書類◆交付申請書、事業計画書、見積書 など

申請方法◆補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

補助対象経費等

補助対象事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額	交付条件
① 駐車場整備事業	空き地の購入者 または賃借者	工事費、委託費 (デザイン費含む)	2分の1	45万円 (町内事業者施工の 場合は50万円)	補助対象経費の 総額が25万円以上 であること
② 空き店舗等活用 事業	空き店舗等の購入者 または賃借者	工事費、委託費(デザ イン費含む)、機械設 備費、備品購入費	2分の1	135万円 (町内事業者施工の 場合は150万円)	補助対象経費の 総額が100万円以上 であること

※詳細は町商工観光交流課へお問い合わせください。

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

活力ある地域づくり事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業
(伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

※ただし、補助金の交付が4回以上の事業については必要経費の2分の1以内の額(上限額20万円)、7回以上の事業については必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

■申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所に申請書を提出してください(申請書は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)。

※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。
※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費がありますので、詳細は町企画財政課へお問い合わせください。

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額600万円)

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

■防災資機材等の整備を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額200万円)

※次の経費は補助金額を経費の4分の3以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②上水道への接続に要する経費
- ③合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ④施設のバリアフリー化に要する経費
- ⑤災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

※新築および増改築等の場合、事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。

■集会施設で使用する備品整備を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額30万円)

対象：テーブル、椅子、座布団、テレビ、ストーブ、冷蔵庫、テント

※備品整備の場合、事業費が3万円未満の事業は補助対象外となります。

※過去3年以内に備品整備の補助金を活用した行政区等は活用できません。

■申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所に申請書を提出してください(申請書は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます)。

※改修内容等によっては補助の対象とならない場合があります。詳細は町企画財政課までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

こども子育て課

新たに親子会・子ども会の活動をする際は届け出を!

新規に子ども会を立ち上げた、子ども会の活動を再開した場合は、町こども子育て課までご連絡ください。親子会・子ども会の会長等の届け出や子ども会共済、夢応援事業補助金などをご案内します。

町こども子育て課で把握している親子会・子ども会には、毎年子ども会共済等の案内をお送りしています。

在宅子育て支援給付金事業のお知らせ

対 象 ◆ 次の要件をすべて満たす方

- 【保護者】①美郷町に居住し、かつ住民登録していること
②要件を満たす児童を養育していること
- 【児童】①美郷町に居住し、かつ住民登録していること
②生後8週間を経過し、小学校就学前であること
③認定こども園や保育所等に入園(所)していないこと

給付額 ◆ 月額5,000円

申請方法 ◆ 下記の必要書類等を町こども子育て課へ提出してください(メールでも可)。

- ①申請書
- ②振込を希望する金融機関がわかるもの(保護者名義の通帳やキャッシュカード)

申請期限 ◆ 要件を満たすこととなってから30日以内

その他 ◆ 令和6年4月1日現在で該当になるとと思われる方には個別に通知しています。通知に記載されている期限までの提出をお願いします。

申・問 町こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904